

# 保護者の方へ

## 出席停止について

新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、出席停止等の取り扱いについてご確認ください。

また、銚子市では現在も④の場合、登校を控えていただいておりますので、引き続きご協力ください。何か不明な点がありましたら、ご連絡ください。よろしく申し上げます。

### 出席停止となる場合

- ①児童本人の感染が判明した場合
- ②児童本人が濃厚接触者に特定された場合  
〔保健所が自宅待機等を求めた期間  
(感染者と最後に濃厚接触をした日の翌日から7日間が基本)〕
- ③児童本人に発熱やかぜ症状が見られる場合
- ④感染経路不明な感染者が増加している地域では児童本人に症状はないが、同居する家族に発熱やかぜ症状が見られる場合
- ⑤同居する家族が濃厚接触者に特定され、PCR検査を受けた場合  
(PCR検査の結果が判明するまで)
- ⑥同居する家族が濃厚接触者ではないが、保健所等の指示でPCR検査等を受けた場合  
(PCR検査の結果が判明するまで)

## 濃厚接触者について

以下のような場合、濃厚接触者となります。

### 濃厚接触者の候補

- 感染者と同居、または、長時間の接触があった者。
- 適切な防護なしに感染者を介護していた者。
- 感染者の飛沫(くしゃみ、咳、つば等)に直接接触した可能性の高い者。  
〔1メートル以内の距離で互いにマスク無しで会話が交わされた場合は、  
時間の長さを問わずに濃厚接触者に該当する場合がある。〕
- 手で触れることができる範囲(目安として1メートル)で、**必要な感染予防対策なし**で感染者と15分以上接触があった者。  
(例えば、感染者と会話をしていた者)

### 「必要な感染対策なし」とは

マスクを着用していたのかのみならず、いわゆる鼻出しマスクや顎マスク等、マスク着用が不適切な状態である場合を含みます。



ご家庭で、特にマスクのつけ方について、お子さんと確認していただけますよう、よろしく申し上げます。